

白河市表郷クリニック管理仕様書

白河市表郷クリニックの指定管理者が行う業務の内容、管理基準、その範囲等はこの仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、白河市表郷クリニックの指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 白河市表郷クリニックの管理に関する基本的事項

指定管理者は、白河市表郷クリニックを管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行わなければならない。

- (1) 地域医療の向上を図るという、設置目的及び理念に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 市民及び利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 適正かつ効率的な運営を行うこと。

3 施設の概要

(1) 名称

白河市表郷クリニック

(2) 所在地

白河市表郷金山字長者久保2番地5

(3) 建物概要

建設年月日	平成19年1月24日竣工
構造	木造モルタル造り平屋建て（延べ面積 590.64 m ² ）
施設内容	診療室(2)・処置室・予診室(3)・血液尿検査室・生理検査室・ エコー室・内視鏡室・X線室・点滴室・薬局・事務室ほか
敷地面積	1,459.07 m ²

4 診療日及び診療時間

- (1) 月曜日及び水曜日から金曜日まで
午前8時30分から午後0時30分まで及び午後3時から午後6時30分まで
- (2) 土曜日
午前8時30分から午後0時30分まで及び午後2時から午後5時30分まで

5 休診日

- (1) 火曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (4) 白河市長の承認を受けた日

6 法令等の遵守

白河市表郷クリニックの管理にあたっては、本仕様書のほか、次の各号に掲げる法令等に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）
- (3) 薬事法（昭和35年法律第145号）
- (4) 白河市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年白河市条例第17号）
- (5) 白河市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年白河市規則第15号）
- (6) 白河市表郷クリニック条例（平成17年白河市条例第107号）
- (7) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (8) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）
- (9) 防火対象物定期点検報告制度
- (10) その他関係法令等

指定期間中に上記に規定する法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づかなければならない。

7 管理に関する基本事項

- (1) 白河市表郷クリニック条例第9条の規定で定める管理基準に従い、管理を定めること。
- (2) 適切に医療の提供に努めること。
- (3) 効率的な運営を行うこと。
- (4) 白河市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第3号）により個人情報の保護を徹底すること。

8 管理運営等に関する業務

- (1) 白河市表郷クリニック条例第10条に規定する事業で次に掲げる事業の実施に関すること。
 - ア クリニックにおける医療の提供に関する次に掲げる業務
 - (ア) 診察
 - (イ) 薬剤又は治療材料の支給
 - (ウ) 処置、手術その他の治療
 - (エ) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
 - (オ) 療養指導及び各種疾病の予防
 - イ 診断書等の発行に係る手数料の徴収業務
 - ウ 前項に掲げる業務に付随する業務
- (2) 施設の管理運営に関する業務
 - ア 職員の配置等に関すること。
 - (ア) 所長（管理責任者）を配置すること。
 - (イ) 職員の雇用配置は、施設管理運営に要する人員を配置すること。
 - (ウ) 防火管理者を配置すること。
 - (エ) 施設管理運営に必要な職員研修を実施すること。
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ア 設備、特殊器具等の維持管理に関すること。
 - イ 施設の適正な運営のため、施設及び設備の維持管理及び保守点検業務（詳細は別表1のとおり。）を行うこと。
 - ウ 駐車場の管理に関すること。
- (4) 施設等の利用料金の収納に関する業務
 - 白河市表郷クリニック条例第11条の利用者から納入される使用料及び診断書等の発行に係る手数料については、指定管理者の収入とする。
- (5) その他の業務

- ア 防火及び防災対策に関する計画書の作成並びに訓練の実施に関すること。
- イ 防犯対策の実施に関すること。
- ウ 個人情報の保護に関すること。
- エ 自主事業の促進に関すること。

9 管理運営に関する経費

施設管理等経費は、次により執行する。

- (1) 人件費
指定管理者の負担とする。
- (2) 維持管理費
 - ア 消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費、原材料費に要する費用は指定管理者の負担とする。
 - イ 修繕額が50万円を超えた場合は、市と協議を行う。
また、協議の結果、修繕を行う場合は、指定管理者において行う。
- (3) 役務費
 - ア 通信運搬費、手数料、保険料（施設の火災保険を除く。）に要する費用は指定管理者の負担とする。
 - イ 指定管理者は、施設賠償責任保険及び第三者賠償保険に加入する。
- (4) 保守点検等業務委託料
保安警備・巡回警備委託、消防用設備保守点検委託、冷暖房機械保守点検委託に要する費用は指定管理者の負担とする。
- (5) レセプトコンピュータに係る経費
レセプトコンピュータは、指定管理者の負担とする。また、既存のレセプトコンピュータからのデータ移行に係る経費についても同様とする。
- (6) 施設管理等経費に含まない経費
施設の火災保険の経費は、市が負担する。

10 報告等について

- (1) 定期報告の提出
施設利用の定期報告（日報）、毎月の利用状況及び利用料金の収入状況報告（月報）を翌月5日までに提出すること。
- (2) 事業報告書等の提出
毎年度終了後30日以内に、次の事業報告を行うこと。
 - ア 管理業務の実施状況及び利用状況
 - イ 利用に係る料金の収入の実績
 - ウ 管理に係る経費の収支状況
 - エ 管理の実態を把握するために必要な市長の指示する事項
- (3) 事業報告の聴取等
市は、管理の業務、経理の状況等について、定期又は必要に応じて現地調査を行うこととする。
また、指定管理者は、調査報告を求められた場合は、速やかに調査し報告しなければならない。

11 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、業務内容及び処理に疑義が生じた場合は市と協議し決定する。

別表 1 白河市表郷クリニックの維持管理及び保守点検業務

項 目	必 要 管 理 項 目	頻 度
清掃業務	施設内外の清掃業務	定期的に清掃を実施する。
樹木の管理業務	敷地内の樹木の維持管理	虫駆除を含む。
保安警備及び巡回警備業務	日常警備	日常的に警備活動を実施する。
消防設備保守点検業務	日常の保守点検管理、定期点検	定期点検は、年 2 回
冷暖房機械保守点検業務	冷暖房機械の日常の保守点検管理、定期点検	定期点検は、年 2 回
医療機械保守点検業務	医療機械の日常の保守点検管理、定期点検	定期点検は、年 1 回